

会議名 財務常任委員会

日時 平成 30 年 6 月 12 日 (火) 午前 10 時～午後 1 時 53 分

場所 第 2 、第 3 委員会室

出席議員 (14 名)

委員長	関戸郁文	副委員長	伊藤隆信	委員	櫻井伸賢
委員	大野慎治	委員	鈴木麻住	委員	塚本秋雄
委員	相原俊一	委員	鬼頭博和	委員	須藤智子
委員	梅村均	委員	木村冬樹	委員	辻谷規子
委員	堀巖	委員	宮川 隆		

欠席議員 なし

説明員 (24 名) 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 佐野剛、同統括主査 酒井寿、市民窓口課長 近藤玲子、同統括主査 丹羽真伸、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、企業立地推進室専門員（愛知県派遣職員）水野善夫、維持管理課長 高橋太、同統括主査 吉田ゆたか、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 社本真由美、同統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 50 号	平成 30 年度岩倉市一般会計補正予算 (第 2 号)	賛成多数 原案可決
議案第 51 号	平成 30 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	全員賛成 原案可決
議案第 52 号	平成 30 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（平成30年6月12日）

◎委員長（関戸郁文君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

きょうは、梅雨の晴れ間といいますか、台風の過ぎた後といいますか、日差しも差しておりますけれども、市内を見てみると、田植えも随分進んできているというようなところもありまして、これからカエルの声が非常ににぎやかになっていく時期になっていくのかなあと、特に私の家の周りはそうなんですけれども、思っております。

さて、きょうは、一般会計の補正予算、また特別会計の補正予算ということで、3件の御審議をお願いしております。関係職員も出席させていただいておりますので、慎重審議のほどをよろしくお願ひいたします。

◎委員長（関戸郁文君） 審議に入る前に、教育こども未来部長、よろしいですか、何か。

〔発言する者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） そうですか、済みません、総務部長、よろしくお願ひします。

◎総務部長（山田日出雄君） 審議に入る前に、1つ御報告をさせていただきたいと思います。

先週の本会議の議案質疑の中で、一般補正に関して、木村議員から留保財源はどれぐらいかというような御質問をいただき、私のほうから、3億3,000万ほどを見込んでいると。プラス不用額として1億ぐらい積み上がってくるのではないかと。これほどはっきりとは、そのときはお話しできなかったかもしれませんけど、実はその日の夕方に大体ほぼ数字が固まりましたので、少しこの場をかりて改めて御報告をさせていただきたいと思います。

29年度の一般会計の予算の繰り越し見込み額というか、実質収支見込み額とすれば、6億9,600万ほどになりますのでよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

◎委員長（関戸郁文君） この件で何か御質問ございますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） それでは審査に入ります。

議案第50号「平成30年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。

川井町の公会堂の外壁修繕という項目で259万2,000円上がっておりますが、具体的な工事内容は何なのでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） ただいま御質問いただきました公会堂の修繕の内容ですが、屋根のひび割れ、あと外壁のひび割れを修繕するために、塗り直しと、あと雨漏り対策をするという修繕工事の内容となっております。お願いします。

◎委員（堀 嶽君） 全員協議会で配られた補正の概要という資料のこの川井町の公会堂のやつ、補助率ってこれはあると思うんですけど、書いていないんですが、これは。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 補助率は、要綱により2分の1の補助となっております。よろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） この区公会堂建設費等補助金につきまして、今年度に入って行政区からの申請というのはどのような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 先ほど申し上げました修繕の場合が2分の1の補助ということで、備品は3分の1なんですけれども、修繕や備品の申請は、まだ今年度に入っては、申請はございません。

昨年度までの実績をお知らせいたしますと、2件ございまして、いずれも備品の買いかえの申請でした。お願いします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 関連で教えてください。

備品の買いかえの場合、備品の額の上限というか、そういう定めはどうだったでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 備品の買いかえにつきましては、備品が10万円を超えるものというふうに規定されております。お願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 外壁の補修と屋根の補修ということですけど、全面補修なのか、部分補修なのか、どの程度。

例えば屋根の防水だったら、何年前に補修していて、今回雨漏りがあるからということであれば、全面補修するタイミングなのか、どういうふうに考えられているんでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 川井町の公会堂は、全面的に改修をされるということで見積もりをとられています。外壁についても、屋根についても、足場を組むのは一遍なので、全て悪いところを直すということで、ひび割れの修繕と防水の塗装を行うというところになっております。お願ひします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） 職員の交代はよろしいですか、暫時休憩いたしますけど。

よろしいですか。

[「大丈夫です」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） それでは、続いて款3民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 社会福祉施設等施設整備費の補助金についてお聞きますが、今、もう当該の社会福祉法人が整備を進めている、工事が始まっているというところだというふうに思っております。非常に広い面積のところが整地化されてということで進められているというふうに思いますが、この新しく整備される障害者生活介護施設について、ちょっと大まかな概要を少しこの際ですから説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 整備予定地は、東町仙奈の169・170番地で、法人が現在運営する生活介護事業所が隣接している東側になります。敷地面積は1,593平米、建物延べ床面積は731.3平米の2階建ての鉄骨づくりです。土地は、法人が購入をして、平成29年10月に農地転用をし、都市計画の開発・建築許可が下り、所有権移転が完了しております。敷地内には22台の駐車場とグラウンドが設備されます。

主に重症心身障害の方と知的障害のある方のための生活介護事業所です。定員は40名で、重症心身障害の方も地域で安心して通える事業所として、機械浴槽を完備した入浴や車椅子での食事や排せつ、かつ医療的ケアに対応

する施設となっております。

◎委員（堀 嶽君） ちょっとなかなか聞き取れないし、覚えられないわけで、これは3,440万という大きな事業なわけで、資料はもらえないでしょうか、図面とか。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎福祉課長（富 邦也君） みのりの里のほうが県に申請した際の資料がありますので、そちらのほうを一部提出したいと思います。

◎委員（榎谷規子君） 同じく社会福祉施設等の整備費の補助金ですけど、県のほうからの金額と同じ額ということで、市からも建設費用の助成という金額になっているんですが、この施設の場合、国が2分の1、県が4分の1だと思うんですが、総額と、市が一部助成するための全体の割合というのか、そこら辺をちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 事業費の内訳は、国の補助金が6,880万円、県の補助金が国の半分の3,440万円、市の補助金が県と同額の3,440万円、法人負担金が借入金と自己資金を合わせて7,240万円、事業費合計が2億1,000万円でございます。

◎委員（木村冬樹君） こういった障害のある方のための施設ということは、非常に重要なことだというふうに思っています。

それで、いわゆるその障害のある方の家族の方が努力をして施設をつくったりということで、こういう施設がつくられた歴史があるというふうに思いますが、そういった中で、今回この定員40名の新しい施設ができるということで、市内でのそういう介護が必要な方の待機みたいなものというのは、どういうふうな状況になるんでしょうか。

今、そういう生活介護施設を望んでいらっしゃる方が、ほぼこれで解消されるというような、そういうような状況になるのかどうか、その点についてお聞かせください。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎福祉課長（富 邦也君） 現在のみのりの利用に関しましては、現在46名の方が利用されております。定員によって、46名でありますけど、40名定員でありますが、基準によって50名までは利用可能でありますので、そういうことで今現在6名の方が実際のところ多いという形になりますが、今年度

からは新しい方が一宮の特別支援学校のほうからみのりの里のほうに入ってきたし、31年度に向けても、予定では6名の方が希望がある予定になっています。そういう方の利用の状況を見て、今後もみのりの里のほうの利用がふえてくるのではないかなどということで、今のところ、この新設をすることによって、利用が充足されると考えております。

◎委員（大野慎治君） 先ほど建設費用の内訳をお聞きしましたが、社会福祉法人の負担金が、7,240万という多額な費用を自己資金、また借入金でお借りするということになっておりますが、多額の金利負担や何かも想定されますので、完成後、施設運用の中で補助等々を考えられているのかどうか、お聞かせください。

◎福祉課長（富 邦也君） 先ほどの御質問ですが、今現在、貸し付けという形でみのりの里のほうから聞いております。

生活介護事業所として、独立行政法人福祉医療機構から、福祉の増進と医療の普及の向上を目的として設立された独立行政法人ということで、ここから福祉貸付制度の返済という形で今回お借りをするというふうに、申請をするという形でみのりのほうから聞いております。

◎委員（大野慎治君） 第2みのりの里は、どのように貸し付けだったり借り入れだったりするものを、返済予定というのはお聞きになっているんでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 正式にはまだ聞いておりませんが、段階では10年または15年で貸し付けを受けて返済していくという形を聞いています。

◎委員長（関戸郁文君） 資料の配付がありますので、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎委員（堀 嶽君） 今の大野委員の質問の答弁がちょっとよくわかりませんでしたので、もう一回お聞きしますけれども、要はランニングの、今後の運営の中で、市は新たに補助金みたいなことでその収支バランスを、さっき聞いているだけで資料としてはもらっていないみたいなニュアンスだったんですけども、しっかりそういった資料も多分できていると思うんですね、建ってからの運営のそういう計画について。市はそれに対してどういうふうな補助なりを考えているのかというところを明確に御答弁いただきたいと思います。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 建設に関して、法人の負担金が一定生じますけれども、それに関しましては、昨年の7月の段階で、社会福祉法人のほうからは、一定、設備、施設の整備に関する資料もい

ただいているところであります。

それで、借入金の償還の関係につきましては、そのときの償還財源につきまして、新しいほうの第2みのりの里の開所時には18人ぐらいの利用者が見込まれるということで、これについては障害福祉サービスの事業所として運営がされていくものでありますので、その中で約4,900万ほどの自立支援給付費等の収入が見込まれるということでございます。それで、職員を雇用するということで人件費が約3,200万ほど、事業費が540万ほど、事務費が490万ほどということで、収入と支出の差額で760万円ぐらいが返済財源に充てることが見込まれるというようなことはお聞きしているところでございます。

また、先ほど課長が申し上げましたのは、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付制度というのがございまして、これに関しましては、福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人で、この機構の貸付制度の特徴として、長期返済ができるということと、長期返済固定金利が特徴であるということと、金利が余り変動せず、また低利で借りることができるということが特徴になっているところであります。

社会福祉法人がこの福祉貸付制度を利用した際には、愛知県のほうでもこの貸付制度を利用したことに対する県の補助というのがあります、ただこれは単年補助になっておりますので、ことしは3分の1ということになりますが、来年以降、それが何分の1になるかは現段階では確定しておりませんし、申請をして採択ということも確定ではなくて、審査をされて、採択されるかどうかということになってきますので、こちらのほうも申請したいということは現段階でお聞きしているところでございます。

◎委員（堀 嶽君） ということは、収支は計画では健全であって、市からの新たな補助金というのは考えていないということでおよろしいでしょうか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 現段階におきましては、施設の整備に関する補助につきまして予定はしておりますが、運営費の補助については現段階では考えておりません。

◎委員長（関戸郁文君） その他よろしいですか。

◎委員（鈴木麻住君） 資料をいただきました。ありがとうございます。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、図面の中で、機械浴とか、あと調理室の調理備品があります。これは建設費の中に含まれるのか、補助対象として含まれているのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎福祉課長（富 邦也君） 濟みません、一度ちょっと調べましてお答えしたいと思いますが、この事業費の中には、総額の事業費と、総額2億1,000万が、事業費がかかっているんですが、あと今回つくられる基準額というのがありますので、その金額が、1億320万という基準額のどちらか低いほうが対象となりますので、今回の場合は、2億1,000万の整備費と1億320万の基準額を比べて、1億320万のほうが低いですので、そちらのほうが県・国の基準額で整備で補助されるという形になっております。

◎委員（塚本秋雄君） この第2みのりの里（仮称）ということでつくることで、土地を買うときに大変苦労されておると思うんです。

それはそれとして、これとの関連で、土地は一緒にさくらホームの土地も買っているだらうと聞いておりますし、そこら辺がそうかどうかということと、それが1年後にオープンする、そのときは交付金・補助金というのはまた出るのかどうか、その辺の予定、考え方を教えてください。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 土地につきましては、社会福祉法人のほうでもそのための準備基金をもともと準備しております、それを財源に購入されたということをお聞きしております。

また、今回の第2みのりの里以外に、その後もグループホームの建設をしていきたいというような御意向も聞いておりますし、みのりの里がつくられたパンフレットにもそのようなことが記載されているところでございます。ただ、グループホームの建設というのは、今回、まず第2みのりの里のほうをきちんと建設していただいて、その中で新しい利用者の方もお見えになつてきますので、そちらの事業所の運営をしっかりと安定的にやっていただくというのがまずは先かなというふうに思っておりますので、その次にまた整備したいという建設のお話は伺ってはおりますが、現段階ではそれに対して補助をする、しないというところまでの判断はいたしかねております。

今回も、国の補助金、県の補助金の採択を受けられて、そういう受けられたということも踏まえて、市のほうも条例に基づいて補助金を予定させていただいたところでございますけれども、今後グループホームをつくる際にも、またみのりの里は県・国のほうに補助金の申請はしていきたいということは伺っておりますが、その辺、採択されるかどうかという状況もまだはつきりわからない状況ですので、そういう動きなんかも見ながら市のほうも判断をしていくことになると思っております。

◎委員（堀 嶽君） さっき私、ばかな質問をしてしまいました、当然国の補助を受けるわけで、計画書としては完璧に収支バランスがとれているという資料を出すに決まっているんですよね。だから、そこを、やはり実際ど

うなのかというところを、一番近いところの自治体がきちんと目を光らせるというか、ちゃんと気をそこに使って適切なアドバイスなりをしていくことが、やはり支援していく上で必要だと思うんですが、そこら辺の、今、第2ということで、第1のほうのみのりの里との関係も良好なわけで、今後の、さつき新しい18人の利用者の予定があるというふうに言われていましたけれども、そこら辺の人数の動向を注視していただくとか、いろんなところが今後必要になってくると思いますが、今後の支援体制についてお伺いしたいと思います。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今回、新しく生活介護事業所がまた建設されるというところで、新しい利用者の方もふえてくる状況になってきます。

それで、やはり今まで生活介護を利用したくても、なかなか岩倉市の事業所では定員がいっぱい、遠くの事業所ではあきがあっても、遠くまでは通所するのが大変だから通えないという方も中にはお見えになったというふうにもお聞きしておりますので、そういう新たな利用者の方が安心して通えるような生活介護事業所となるように、市の担当のほうも、いろいろとこの職員の方の状況ですとか利用者の方の状況などを情報把握しながら、円滑に運営されるように注視していきたいと思いますし、利用者の増加の状況なども、岩倉市の人だけではなくて、近隣の市町の利用者の方ももちろん見えるわけですけれども、そういう全体の利用状況なども定期的に確認しながら、運営状況は把握して、支援に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（関戸郁文君） その他よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） 職員の交代はよろしいですか。

続いて、款7土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 土木費の下本町休憩所撤去工事でお尋ねします。

工事費が予算化というか、見積もりが出たわけですけれども、どうしてもやっぱりこの撤去工事をしなければいけないのか。やっぱり今のまま残して、損傷を修復するような手はなかったか。いろいろ比較されたとは思うんですけど、そのあたり、実際どんな状況か。やっぱりこの撤去工事をしなければいけないのか、その点をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 当該箇所につきましては、平成29年の桜まつりが終わったぐらいに損傷を発見したわけでございますけど、ま

ず最初は、撤去という選択肢は考えていなくて、ちょっと崩落しかかっていることによりまして空隙がたくさんできていることを確認しまして、そこに例えば薬液とかセメントとかを注入したりとかという方法でできないかということをちょっと検討もしたんですけど、その薬液等の注入量が、どれだけ注入すれば効果を発揮するかということが全く不透明であるというふうに業者からも言われまして、あらゆる選択肢を検討したんですけど、どうしても撤去するしか、西側にもすぐ家がありますので、崩落することによってそこの家にも影響が出ることの危険性を考えると、撤去するしかないということで判断をしております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございました。わかりました。

あと工事のやり方で、反対側から車両を入れるということで、河川を少し、土を盛るような感じのことも聞いているんですが、あそこはちょっとアクションされてついていたり、自然環境の関係か、草を生やしたりしているんですけど、ああいうのというのは最終的にはもとに戻るものなのか、その辺までが含まれた工事費になっているんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） もちろん、今原形でございます親水護岸の形は、当然最終的には維持するということで検討した工事費となっております。

◎委員（梅村 均君） これはちょっとした要望ですけど、今あるその形、特に自然の草の生え方ですよね、ああいうのが何が正解なのかがよくわからなくて、結構生え伸びておりまして、昆虫とか自然にはあれがいいのかもしれませんが、その辺も一度整理しながら、きちんとを目指す理想の形というんですかね、そういうものをちゃんとつくって終わってもらいたいなという、これは要望です。自然環境の関係の方の意見もあると思いますので。

◎委員（鈴木麻住君） 私もちょっと関係で、休憩所の撤去で、これは1級河川なわけですよね。1級河川ということは、当然市単独で許可をおろしてやる工事ではないんじゃないかなと思うんですけど、手続上、例えば県とか国とか、どういう手続を踏んで、どういう指導を受けるのかというのは、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけど。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今の御質問についてでございますけど、ちょっといろいろうちの内部でも、河川占用許可申請というものがございまして、そういうものの過去の歴史をたどっておりますと、平成4年度に今の形に景観整備の改修を行っているわけなんですけど、その申請の際に、休憩所に手を加えるときについては、その改修費用を市のほうで持つようという書面が残っておりまして、それをもとに市のほうで工事を行わざるを

得ないということになりました、今手続のほうを進めておりますけど、今後の手続につきましては、河川占用の変更許可申請というものをまた出しまして、今の休憩所の形を一旦取っ払いまして護岸の形に復旧するよということで、書類のほうを提出して、工事のほうを行って、工事が終わりましたら土地の占用を廃止して、河川管理者である愛知県さんに返却するという手順でございます。

◎委員（鈴木麻住君） その整備の仕方で、指導とか何かがあるのか、基準があるのか、そういうのは。

要するに市でやれというのはわかるんですけど、その許可をおろさなきゃいけないですよね。そのための基準だとか何かというのがあって、制約、いろいろ縛りがあるのかどうかということですけど。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今の御質問についてでございますけど、平成29年度の9月補正でつけていただきました下本町休憩所改修工事測量設計業務、そちらで関係機関協議という項目を設けておりまして、そちらの項目で河川管理者である愛知県のほうと何回も協議して、そのあたりをすり合わせて、工事発注のほうをするという形で進めております。

◎委員（大野慎治君） 私も下本町休憩所撤去工事のことでお聞かせください。

総務・産業建設常任委員会の協議会でも御説明がありましたが、1点確認のため。

工事は、工期はいつまでなんでしょうか。3月上旬にクリーンアップ五条川がありますので、どこまでの工期で今発注を考えられているのでしょうか、お聞かせください。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 工期についてでございますけど、当初は9月補正で発注してというのも考えたんですけど、そうしますと、どう工程を詰めてもちょっと5月ぐらいまでかかってしまうと。そうしますと、雨水期に入ったり、当然桜まつりとかクリーンアップ五条川にも影響がございますので、それを桜まつりとかクリーンアップ五条川の前までに行うにはどうしたらいいかと考えますと、工事発注につきましては8月ぐらいにはもう発注していかないといけないということでございますので、今回、6月補正で上げさせていただいたという理由の一つでもございます。

◎委員（大野慎治君） 五条川右岸堤防道路整備事業についてお聞かせください。

今回、道路事業の測量設計委託料が計上されておりますが、工事に関しては、やっぱり愛知県の事業と道路の部分は一緒に施行したほうがいいと思い

ますので、そういうような工事に関して県のほうに委託するとか、今後の測量に関しても、今回は別に計上されていますが、今後の測量に関しても県のほうと一体として測量・設計していただいたほうが安価におさまりますので、どういった方向性、方針なのか、お聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 今年度の県の工事に関しましては、一緒にできないかというような御相談はかけたんですが、29年度の繰越予算で県のほうはもう事業を進めておりまして、そこに市の堤防道路の工事も合わせるということがもうスケジュール的に困難だということを言わされました。

今後につきましては、まだこれから先の工事がありますので、こちらに関しては一緒に工事をやってもらえないかという打診はしております。今後協議をしていく中で、そのように進められたらなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 私も五条川右岸堤防道路整備事業についてですが、2年ストップしていて、再開がされていくことがあります。

それで、なかなかこの国庫補助だとか、あるいは県の事業の関係がありますので、スケジュールどおりに進むかどうかというところが非常に不透明なところもあるというふうに思っていますが、やはり市民、近隣住民の方はもちろんんですけど、五条川を歩いていらっしゃる方なんかも、やっぱり非常に喜ばれるところになってくるわけで、市民に対する情報提供だとかアナウンスみたいなものというのは、なかなか正確なことは言えないと思いますが、現在のところではどういうような形であれば市民に情報提供できるような状況なんでしょうか。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 木村委員おっしゃるとおり、今具体的にというのはなかなか難しいんですが、ただこの間も一宮建設事務所の担当の方と今後の進め方については協議のほうをしておりまして、担当の方の、あくまでも担当レベルの話ですが、これから予算は要求していくことなんですが、とりあえず2年をめどに用地買収のほうは予算を確保するようになりますが、順次工事をしていく、その後、2年後ぐらいには工事が完成できるようなふうに進めたいということは聞いております。

また、残りの用地買収のところにつきましても、議会のふれあいトークなどでスケジュールの明示だとかという御質問が出たということをお聞きしましたので、今後、地権者さんにもどのタイミングで当たつたらいいかということもお聞きしております。

まだ予算を要望する時期ではないということであったので、正確なことが言えないということなので、県が予算を要求する時点でだんだんスケジュールが見えてくるので、今年度の中ぐらいには一度地権者の方に当たっていこ

うということで協議のほうを進めております。以上です。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） これをもって歳出についての質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 繰入金の地域福祉基金繰入金の関係で、今回の繰り入れをした後の地域福祉基金の残金といいますか運用の状況というのは、どういう状況なんでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 平成30年3月31日現在で8,156万8,704円で、補助金が3,440万円で、残額4,716万8,704円になります。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） これをもって歳入についての質疑を終わります。

第2表 債務負担行為補正についてに入る前に、当局より追加説明の申し出がございました。

資料のほうの配付をお願いいたします。

[資料配付]

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 7日の議案質疑のときに、債務負担行為のところで、明細に係る資料をということでしたので、今回用意をさせていただきました。

上が、青少年宿泊研修施設運営費、希望の家の指定管理料の債務負担の限度額の内訳でございます。下がみどりの家の指定管理料の限度額の各年度の内訳でございます。

この積算については、31年度の10月からは消費税の10%を加味して、32年度以降は10%ということで積算がしてございます。

開いていただきまして、各年度に係るそれぞれの施設の内訳でございます。

上段に収入がございまして、収入の一番上のところに指定管理料がございます。支出のところがこの指定管理に係る部分の支出でございまして、どちらも料金制をとっておりましたし、自主企画の参加費を歳入として、支出から引いたものを指定管理料ということで算出してございます。ですので、支出の部分とは少し差がございますけれども、そういった積算でもって5年間の限度額を算出しているところでございます。以上です。

◎委員長（関戸郁文君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 希望の家指定管理料が増額されているんですが、この増額の根拠というのは、人件費を少し厚くしたほうがいいのではないかというところから算出されたんでしょうか。この増額された理由をお聞かせいただければと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 希望の家の指定管理料につきましては、前回の平成26年から平成30年度までの債務負担の設定が5,376万4,000円に対して、今回補正予算でお願いしておりますところ、平成31年度から平成35年度までのところは8,076万5,000円となっております。

そちらの増額の主な要因としましては、先ほど梅村委員のおっしゃられたとおり、人件費の部分につきましては大きく上がっているというところがございます。そちらにつきましては、現在、指定管理をお願いしておりますNPO法人のところでは、非常にやりくりをしていただいて、みどりの家のほうとも人員のやりとりとか、そういった部分で何とか低い人件費のところでやっていていただいているところがございますが、現在やっていただいているところにつきましては、今年度をもって次回の選定にはもう手を挙げないというふうに意見をいただいておりますので、次はもう間違いなく新しい事業所にかわるというところで、改めて人件費を見直しているというところがございます。

あと、それに加えまして、施設の維持管理に係る部分についても積算上は増額をしております。こちらにつきましても、現行のNPO法人のほうが、もともとビルメンテナンスのスキルを持った方が職員としていらっしゃったということで、自前で維持管理をやっている部分が多くたといいうところも、次回、次の指定管理になる段階では、そこも当然、指定管理のほうでどこか保守会社との契約を行って、維持管理を行っていくということを想定して、増額をさせていただいております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鈴木麻住君） 先ほどの説明で、維持管理がその指定管理者のほうでできる範囲でやっていたという話ですけど、そこから工事を発注して維持管理をしていたのか、修繕とかですね。それともその人が、中の職員が維持管理をしていたという話なんですか。ちょっとその辺が見えなかつたので、それはどういうふうでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 職員の方が資格を持っていて、対応できる部分、例えば電気設備とかそういったところにつきましては、職員の方でやっていただいているというところがあります。できない部分は、

指定管理のほうから発注して、契約をして、保守会社にやっていただくという形になっております。

◎委員（大野慎治君） ちょっとそもそも論に戻ります。

今回、希望の家の指定管理が債務負担行為で計上されておりますが、そもそも公共施設再配置計画検討委員会、我々の議会のほうの検討協議会で、モデルプランの案として、当初は公共施設としての評価が低いという判断で、廃止または民間に譲渡という方向性で協議が進められてまいりました。途中、モデルプランが、一回検討がなくなり、3月に岩倉総合高校の生徒の皆さんと、希望の家だけではなく、児童館を含めてワークショップを開いて検討をしていただいたという経過は私も承知しています。私も参加していましたのでよくよく承知しておりますが、検討委員会や検討協議会のほうに、この指定管理を今回から5年間で委託しますよという説明は一度も受けていない。何かちょっと見直す可能性があるというような示唆はあったかもしれませんのが、一度もないと思います。

どうして今回の6月の補正で、まだ全然検討もされていない、今後の方向性も方針も示されていない希望の家の指定管理が計上されるんでしょうか。そのことを、まず根本的な問題をお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 再配置の計画のほうで、確かに当初は廃止または民間に譲渡というところは出ておるということは当然承知しております。時期的なものも1期というところで、当初の10年間においてというところではございましたが、でもまだ当初の10年間というところの計画でございました。

私どもとしては、10年間のことをまだ考えるということではなく、その10年間の前半部分、3年ないし5年においての、それまでの間の施設を維持していく必要、施設を運営していく必要があるというところがございまして、考えていった中で、また方向性というところにつきましては、今まで、5年間の2期の10年にわたりまして指定管理者のほうでやってきていただいている実績もあったと。さまざまな自主事業等も実施していただきながら、実績も残して運営をしてきていただいたところがあるというところなので、廃止または民間譲渡という再配置の結果が出たとしても、それまでの間の運営についてはやっていく必要があるというところで、その部分を今回上げさせていただいて、指定管理者で続けていくという判断をさせていただいての今回6月議会での提案ということで考えております。

◎委員（大野慎治君） いやいや、そもそも公共施設再配置計画検討委員会と協議会でモデルプランとして協議していたものが、何も説明がないまま、

ワークショップ以降、具体的な説明がないまま、いきなり債務負担行為として計上されてくるという経過の問題なんですね、これ。説明責任としての問題です。

どこで、私たち、協議会では具体的には聞いておりませんよ。今後の方針というのは具体的にはまだ聞いていない。こうやって決定しましたというのは、いきなり計上されてきて決定したという話じゃないと思うんですね。まず手順を追っていくとか、説明をしていくとか、市民参加の委員会を、いわゆる協議会をちょっと軽視しているんじゃないのかという思いもあります。その辺のところの考え方はどのようなふうなのか、お聞かせください。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休憩）

◎委員長（関戸郁文君） じゃあ、休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 私もこれに出席しておりますけれども、すぐ譲渡・廃止というふうではなくて、1期の期間の一番最後ぐらいのところで譲渡または廃止という計画になっていたんだというふうに思います。

委員会の議論の中でも、委員の方については、そんなに何でこだわるんですかというような、すぐ廃止でいいんじゃないですかという意見をおっしゃった方もいました。それについては、やはり岩倉市の特徴的な施設ですし、今までの修繕も施してきましたから、すぐに廃止するということは考えておりませんということは言ってきたつもりです。

なので、私も本会議のときも申し述べましたけど、5年間の指定管理を継続する、その間にはサウンディング調査を実施して、譲渡または廃止を検討するもんですから、廃止や譲渡を決めたわけではないと思います。サウンディング調査の上、なお公共がやっていくべきだという結果が出るやもしれませんので、その部分においては、この指定管理の期間内にもサウンディング調査などは実施していくことは可能だというふうに考えております。

ちょっと資料でいつに譲渡するというのは、1期の間というふうではなかったかなというふうに思います。

希望の家については、昨年度も冷却塔の修理とか空調の修理で費用をかけておりますので、すぐに運営をやめるというような考えで申し述べたときはないというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） サウンディング調査というのは、私が本会議で述べたことであって、そのことさえも委員会や協議会で示されたんでしょうか。

サウンディング調査というのは、私が本会議で急に、民間の意見をお聞き

して、どのような提案があるのかというのを、方針を決めたほうがいいんじやないか。サウンディング調査という言葉なんかは、確か私が本会議で初めて述べたと思いますが、そのような方向性や方針というのも、それも検討委員会や検討協議会で示されたんでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） ちょっと休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと私、この回はちょっと欠席しております、余り自信がないんですけれども、資料としては、4月27日に開催の岩倉市公共施設再配置計画検討委員会の中で、議題として、施設類型ごとの再配置方針の確認について、資料4というのがございます。

これについては、目標耐用年数、管理方針から始まりまして、文化系施設、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設等々、学校、子育て支援施設、保育園については、このときはまだ検討中だからというふうで入れていませんけど、その他の施設についてはそれぞれ方針を示しております、その中の社会教育施設の中の（その他社会教育系施設）の中で、ここでは青少年希望の家と生涯学習センターをこの区分としておりますけれども、再配置の方針のところで、希望の家はハード・ソフトとも低い評価でありますけれども、ワークショップなども踏まえて、抜本的には必要と考えられる。30年度で終了予定の指定管理者を再度公募し、当面は維持するものとするが、市単独では採算性の評価や運営のノウハウがないことから、あわせて民間企業への譲渡やコンセッション方式のPFIの活動などによるサービス存続に向けた検討を行う。生涯学習センターは、以降に黒ポツであります。

実施時期としては、民間譲渡・廃止というのは、ここでは第3期というふうに明示されています。

再編に向けた検討事項というのが次にございまして、利用の拡大方策は、イベントや広報等で利用を拡大する必要があるということがあります。

また、市場調査の実施ということで、希望の家の譲渡を検討する際には、市場の価値や民間取り組み等の、譲渡に当たって提示する条件をマッチングさせるため、事前にサウンディング市場調査を実施することが望ましいということを書いております。

先行事例として、北海道や横浜の事例を紹介しているという資料がございます。

その後、協議会がいつ開催したんでしたかね。それからはないんでしたかね。今度は20日に予定されているところ……。

[「5月にやったよ」と呼ぶ者あり]

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 5月にやりましたかね。

5月は1回飛んでいるんでしたっけ。

[「5月は保育園のほう」と呼ぶ者あり]

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 5月は保育園のほうの話だけでしたか。以上です。

◎委員（鈴木麻住君） 本会議でもちょっと私が質疑しましたが、公共施設等総合管理計画がもう29年に策定されています。その中にも長寿命化に向けた取り組みという内容が記載されていまして、築30年たった施設は大規模修繕をやりながら維持管理していくと書いてあるんですね。

希望の家は、もう32年たっているんですね。これから5年ということは、37年になるわけです。

僕が本会議のときの質疑として、どうやって維持していくんですかとお聞きしたら、部分修繕をしていきますと答えられました。その都度、防水が悪ければ直しますしという、外壁も悪ければ修繕をしていきますと、部分修繕で。

これを蒸し返すつもりはないんですけど、学校施設の長寿命化もそうなんですが、長寿命化をしますよ、そのときには大規模改修をしますと言っていて、部分修繕で大規模改修にかえているという内容でしたね。

今回の大規模修繕と部分修繕の違いというのは、明らかに大きな差があるわけです。物すごい大規模修繕といったら費用がかかります。今まで一切やってこなかった。ということは、ああいう公共施設で、宿泊施設があって、不特定多数の人が集まつていろいろやる施設というのは、やっぱりそれなりの維持管理を責任を持ってやっていく必要があると僕は思うんです。

だから、何のために総合管理計画でそういうふうに策定して、これからはそうしていきますという方針をつけて、これから我々は公共施設の再配置のそれに基づいて検討をしていくということで、今やっているわけですよ、協議を。それを、これから5年間、37年までは部分修繕でしのぎますというのがまずおかしい。その点はどう考えているのか、お答えください。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっとそのとき資料がございませんでしたので、修繕の履歴等も確認をしてみて、大きいものしかちょっとわからないんですけど、希望の家については、平成14年のときに内装等の工事で500万ほどを、各部屋のシートの張りかえや共用部分の壁の塗装などを実施しております。

平成27年度のときに、外壁等の改修ということで、それは少し言ったかもわかりませんんですけど、600万ほどは費用をかけております。そのときには、

外壁や手すり、建具、キャノピーの天井とかピロティーの塗装、それからクラックの補修、シーリングの打ちかえなどを実施しております。

昨年度でいけば、浴槽のろ過装置の取りかえ、それから空調機の冷却塔の修繕、非常照明の修繕で、このときも400万ほどの費用をかけております。

大規模修繕と言われるまでではないのかもわかりませんけれども、全く手をかけていないということではないです。一定、小修繕については部分修繕というふうにとられるんでしょうけど、一定の額までは指定管理者の中でも実施している。だから、この間の大きな修繕もちょっと全部は拾い切れていないんですけども、そういうふうで実施してきたというところです。

なので、この30年、昭和63年の施設、30年経過したのでちょうど大規模修繕には当たると思うんですけど、外壁等は前倒しという形で実施してきているものというふうには考えてはおります。

◎委員（鈴木麻住君） 昭和61年というふうに記載がありますので、32年たっているはずです。

今言われているのは、要するに後追いの部分修繕。要するに、ここが悪いからそこを直すというのが部分修繕なんですよ。だから、それはずうっとどこでもやっている話で、それではいかんでしょうということで、ある時期にタイミングを見て大規模改修をしましょうという、そうしないと維持管理はできないんですよということを、学校のときでも僕は口を酸っぱくして言ったんですけど、それが理解されていない。

要するに、防水は全部一遍直さないと、雨漏りしたら、どんどん建物のコンクリートだって劣化していくんです。それはもうよくわかっていると思いますけれども、外壁だってそうです。塗装が剥がれたり、あるいはひび割れが入ったら、そこから雨水が浸入するんです。そうすると中性化するんです。だから、ある時期を見て、それは防水と同じなんですね。外壁を防水にかけると同じことで、そういう修繕をしていかなきやいけないから、そういうものをわざわざ総合管理計画の中でうたっている。今まで、本当は、これは僕は20年でやらなきやいけないという、ちょっといろんな問題があるんですけど、30年経過したものは、本当に順次、逐次やっていく必要がある。

ただ、そこから5年間、そこで例えばもうあと2年、3年というんだったらわかります。その先もまだわからないわけですよね。そうしたら、やっぱりここできちんとけじめをつけて、やるのかやらないのか。やらないんだったら、もうちょっと考え方を変える。

だから、今の指定管理者制度も、5年、3年という考え方もあると言っています。新しく指定管理者がかわるんであれば、やっぱり3年で経過を見る

ということも必要じゃないのかなあと思っています。一気に何で今から5年間というのが発想として出てくるのか。

ただ、僕が再三言うように、公共施設で不特定多数の人が来る施設、やっぱりもっといろんな災害だとか危険について配慮をしなきゃいけないと思うんですよ。だから、エアコンだって、多分あれは当初つけたエアコンだと思います。30年、何とかごまかしながら使っている。30年もつエアコンって僕は余り経験ないですけど、通常は10年、寿命はね。ただ、15年ぐらいまではごまかしながら使えるんです。だから、どこかで直しているとは思いますけれども、だから、そういうものも含めて全部総入れかえする。

この間、公共施設の長寿命化の話をしたときに、大規模修繕ってどこまでやるんですかということが書いてあったんですね。それを見たら、キュービクルから、空調から、配管から、全部取りかえるという計画でした。それをやるんですかと聞いたら、やると言いました、コンサルは。

だから、まだ正確にきっちとしたその計画案が出ていないから、もう一遍これから公共施設の長寿命化の検討をする段階にありますけれども、それを一生懸命やっているさなかに、そういうことも結論づけていなくて、5年間の指定管理をそのまま結ぼうというのは、ちょっとつじつまが合わないというか、納得できないんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと修繕、それから費用については、指定管理者の中では実施しませんので、そのあたりは必要ならば別に予算で組みます。

30万の小修繕については指定管理の中でやっていただいているので、先ほどの外壁をやったとか内装をやったというのは、指定管理とは別の予算計上をして実施しているものです。

空調についても、昨年、冷却塔の不良部分で70万ほどかけておりました、コンプレッサーをかえたのか、ちょっとわかりませんけれども、そういった施しはしているというふうに考えています。

いずれにしても、譲渡または廃止は決めたわけではなくて、譲渡するにしても、全く機能不全になったもので譲渡を受け入れてくれるところはないというふうに思っておりますし、5年間は、これまで本当に岩倉市の特徴的な施設で、有効な事業も実施できたというふうに自負しておりますので、やはり新しい5年間実施してみて、いろんな上のあり方も考えながら、かえてていきたいなということも思いますし、サウンディング調査も期間内に実施して、今度のときには、指定管理が終わってからサウンディング調査をしていては遅いもんですから、その期間内に実施して結論を出していくのかなと思いま

す。ただ、もう本当に機能不全を起こしたもので譲渡するから、もう修繕しないということではないと思います。

ちょうど実施計画にも入ってきますので、エレベーターの更新が必要になってきておりますので、それは入れていこうというようなことは検討しています。それを、エレベーターをやめるのかという議論もあるのかもわかりませんけど、そういったお客様を迎えるための機能は整えていきたいというふうには考えております。

◎委員（鈴木麻住君） そうしたら、ちょっと話がかみ合っていないので、要は大規模修繕が必要かどうかという話を僕はしているので、必要じゃないかということを言っているんですね。

総合管理計画でうたっていることは何なのかという、つじつまが合っていないでしようということも含めてお話しさせてもらっているんですけど、じゃあ大規模修繕をもしやるとして、部分修繕じゃなくて、予算をとると幾らかかるのか、その見積もりってとれますよね。外壁から、防水から、空調から、給排水、全部修繕すればどれくらいかかるかということをやっぱり試算すべきだと僕は思いますけど、前、再配置計画の中でも、それは僕はちょっと、大野委員も指摘されていますが、それをしないと、やっぱりその費用対効果もあります。維持管理するためにこんなにかかるんだったらもうやめましょうという話も出てくるわけだから、そういう調査をまずしておいて、数字を出して、それから指定管理も、じゃあ何年やろうとか、どこまでも出そうとかという。

早く結論を出していかないと、どんどんおくれて、あれもこれもという話になったら、何のために今再配置計画を策定しようとしているのか、もう見えなくなってくるので、その辺はどうでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 再配置計画のところでも、大規模修繕だと平米単価17万ぐらいで掛けて、これぐらいかかるだろうという試算はしております。

先ほど申しましたように、希望の家についても、外壁も、3年前には実施したピロティーとかクラックの補修もかけているんですね。そういう細かな全面改修の費用を出そうと思うと、やっぱり個別ごとに見てもらう必要もあろうかと思います。

◎委員（鈴木麻住君） 大規模修繕というのは、全部直すんです。悪いところも、悪くないところも。悪いところを直すのは部分修繕です。大規模修繕というのは、足場もかけて、外壁から全部塗装も取って、やり直すんです。サッシ周りはコーティングも全部やる。それが大規模修繕です。

だから、配管も全部直すんですね、外して。天井も外して。だから、内装も当然やり直すんです。それが大規模修繕という認識を持っていないと、全然やっぱり部分修繕と大規模修繕の違いが、差が、感覚がズれているので、答弁がちょっとかみ合わないのかなと思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 大規模修繕でいきますと、わかります。ただ、去年でいければ、浴槽のろ過装置は全て取りかえているんです。それもおっしゃられる大規模修繕の一部だと思うんですけど、だから大規模修繕を全てやろうと思えば、個別に見てもらわないといけないですね、見積もりを。施設を見ていただいて、どれぐらいかかるかというのは、はじき出せないかと思います。

今は、だから大体17万円として試算はしていますけれども、おっしゃられるように、棟ごとに見てもらって大規模修繕で幾らかかるという積算が必要だということでおっしゃられるとすれば、先ほど言ったろ過機はかえたよ、非常照明もかえたよ、それから外壁のクラックもやったよというのもも、それはここ数年でやっておるもんですから、大規模の一部前倒しは実施しているというふうに考えています。

[「ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じて、再開いたします。

◎委員（大野慎治君） 先ほど部長のほうから、希望の家は実はもう、議会のほうには示されておりませんが、実は第3期だという意見が出てきました。サウンディング調査や何かというのは、何か急に、僕たちは聞いておりませんが……。

[「モデルの1期じゃなかった」と呼ぶ者あり]

◎委員（大野慎治君） いや、第3期と先ほど答弁があったので。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 各施設については、1次評価、2次評価をしていまして、その中で再配置方針というのを以前にお示ししています。

希望の家については、譲渡、民営化を進めると。それプラス廃止も検討していくということで、実施時期というのは、今、教育部長が答えられた第3期とはなっていますが、もう直近で、今、既に、その使用状態、稼働率ですか建物の状態もよくないということで、第1期の中でモデル事業として今検討をしていくという、今、整理にはなっています。

◎委員（大野慎治君） 実は方針がまだ決まっていないということなんです

ね、何も決まっていないと。決まっていないというのは、第3期だったら、長寿命化修繕、大規模修繕をしなきゃいけない。民間に譲渡なら、民間のサウンディング調査によても、今、部長が答えたように、大規模修繕をしてから引き渡しだということになります。

部長、ちょっとここで余談ですが、それ、各学習等供用施設についても同じことになっちゃいますよ、今言ったことと。大丈夫なのかなと僕は思いますけど、今まで本題に戻しまして、その方向性が、どのような指定管理の中で決めていくのか、サウンディング調査で決めていくのか、その方向性がどう決まるのかというのは、まだ示されていないんです。指定管理によってもよくわからないというのは、ちょっとしっかりとした方針や何かを示した上で予算に計上するべきじゃないですか。

今、よくわからないという、わからないんです、僕たちも。受け取り方もわからないし、説明しているほうもよくわかつていない。3期だ何だと言っても、いや、実はそうじやありませんと言うし。どっちなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 廃止することは全く決めておりませんので、運営するということだと思いますので、今回の指定管理料になっております。

私ども、指定管理の中で、例えば稼働率、入ってすぐ左側のお部屋なんかは年間5回ぐらいしか使われていない、曜日によって。そういうところは、例えばその指定管理の中で、じゃあこういう子ども向けの遊ぶものを置いたら違う使い方ができるんじゃないかとか、もともと目的が青少年宿泊研修施設なんですけれども、一定期間過ぎていますので、そういう変更も可能なのかなというふうに思います。

全く譲渡とか、廃止することは、それこそ決めていないことですので、岩倉市の誇るべき施設は運営していくみたいというふうで考えておりますが、この期間内で変更するものは変更する。

直さなければいけないもの、大規模修繕ではないとおっしゃられますけれども、何度目の繰り返しになりますけど、ろ過機7個は全て取りかえているわけです。それから、外壁もやっている。それが間隔的に本来は全部一遍にやるべきだったという御指摘だというふうには思っておりますけど、27年、29年、その前でも順次実施してきておりますので、必要ならば来年度の予算、再来年度の予算で施設の改修、大規模改修も計上していきたいというふうにそれは考えます。

◎委員（大野慎治君） 僕、協議会のほうでいつも言うんですけど、建物診断もしていなくて計画なんか立てられないんです。大体どこまで直すかとい

うのは、まず診断してもらわなきやいけないんです。いつも言っているんですけど、診断した上でこういうところを修繕しなきやいけない、だから設計をそういうところに入れなきやいけないというのは、まず1ステップ、そのステップ前。それが今回、長寿命化計画で示されるのか、示されないのか、よくわかりません、私たちもまだ示されておりませんので。そういったところを飛んで大規模修繕というのは、それは例えばサウンディング調査した後に民間に譲渡する際は大規模修繕しないと運営していただけないよとか、指定管理でそのままやるかということも、まだその前段階。

費用対効果も実はよく見えていないんです。大規模修繕や、30年ですから長寿命化修繕かもしませんが、いい施設にかえようすると幾らかかるかといって、かかったものとその費用対効果でこの施設のあり方というのが大体決まってくると思うんですね。そのところがまだ示されていないんじゃないかなと。

だから、その3年間か5年間で示しますというのか、それともどうなのかというのが、まだ。だから、僕たちは、議会や委員会でしっかりと説明してもらった上で6月とか12月で計上してもらう分には、何も思わなかったと思いますが、この6月の段階で計上が上がってきたということに対して、いまいち疑問を持っている。しっかりと説明しましょうよというだけです。しっかりとこういう方針で決めましたというのだったら、それはそれで僕はもう指定管理だったりすることは何も思わないと思います。手順を踏んでいきませんかということです。

その考え方については、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 繰り返しかもわかりませんけれども、譲渡する、廃止は決めていません。なので、5年間はやっていきたいということで、指定管理料になっています。

譲渡するにしても、何の用途でもいいというふうではないと思います。今の思いを持ってつくった青少年宿泊研修施設ですので、そういった用途に使っていただくところに譲渡していく。他市町の事例を見ていると、そういう譲渡の仕方だというふうに思います。

その中で、譲渡先がもし提案として、全く違う施設として、じゃあスパとして使うとか、そういうふうになったときには、それは岩倉市としては譲渡していかないんじゃないかなと、条件として、ということを考えますが、青少年宿泊研修施設として運営していく中で、こう変えていったほうがいいとか、図書室をつくったほうがいいとか、そういうことであれば、そういう改善、内装改修とともに5年間の中で施していくというふうに思いますし、

設備についても、部分部分かもわかりませんけれども、実施していきます。それが大規模、全て含めてやるのが望ましいということ、そういう時期に来てはいますので、そういうことであれば、あわせて実施していくことも考えたいというふうに思います。

◎委員（堀 嶽君） 部長たちも多分大変微妙な立場にあって、難しい答弁を強いられていると思うんです。それは、やっぱり原課として、さっき言葉にもあったけど、思いがあつてつくった過去、施設であること、それから一方では、市全体の13%削減の中で、第1期の中で、10年間スパンの中で考えていかなければならぬというのが当初示されたことはざまにあると思うんです。だけど、やはりその原課の部長としては、この青少年宿泊研修施設の今の条例上の意義からすると、絶対必要なんだという強い思いをまず語るべきだと思います。

それは、廃止を考えていないということと、5年間はやっていきたいじゃなくて、5年間じゃないと思うんですよ。だから、それはずうっとやりたい、だけど今は統廃合で新しい複合的な施設を考えて、今はソフトもハードも評価が低いわけですよ、現に。それを高めて有効活用しようというのが全序的に今考えられているわけで、そのこともやっぱり考慮に入れたようにしないといけない。

ちょっと何が言いたいかよくわからなくなってきたんですけど、だけど実際、現実として、3月20日のワークショップにおいて、高校生のいろんな積極的な意見を聞いて、若干市としての感覚、立場も変わったというふうに、この前、西村課長のほうから言葉を聞いたんですね、協議会の中で。それは事実だと思うんですよ。

だから、5年間やっていくということを前提にするのはわかるけど、私は、どうして指定管理者なのかというところもあります。そういういた不安定な状況にある中では、やっぱり一旦直営に戻して、業務委託だけをして、今、市が考えているような施設の有効活用にしていくためには、やっぱり府内いろいろなことの、部分業務委託でもいいです、そういった手法はなぜ考えなかったのかとかね。

この間、指定管理者になってからずうっと指定管理者なんですよ。民間委託の検討ガイドラインをこの前改訂したけど、やはりもっと柔軟に考えないといけないし、直営が悪いみたいなことになっているけど、僕はそうは思っていないくて、十分に部分の業務委託で、その間にいろんな案を民間のほうから勉強しながら、あるべき姿を模索していってもいいのかなというふうに思いますが、焦点としてはなぜ指定管理者制度なのかということで、まずお聞

かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 希望の家に関しましては、これまで2期10年間、NPO法人わくわく体験隊のほうに指定管理をお願いしてまいりました。

もともとそちらのNPO法人のほうでは、青少年の野外活動とかものづくりといったようなことを行っているNPO法人でしたので、まさに青少年宿泊研修施設においてやる事業についても、直営でやるよりか、そういったNPO法人の力をかりて、さまざまな知識、経験、ノウハウがあるところで、よりよい自主企画を実施してきたと思っております。

そういうところからも、やはり直営でやるよりかは、そういったノウハウ、スキルがあるところにお願いして、より施設の目的に沿って岩倉市の青少年が野外活動やいろいろな体験ができる、そういう事業ができる施設になればいいなあというふうに考えております。

◎委員（堀 巍君） それで、評価として、その指定管理者制度をやって、その施設が有効活用されたんですか。

さっき部長のほうからは、有効なイベントとか、そういう使い方をされていたという言葉はあったんですけど、データを見ると、全体的な評価としては、例えば宿泊のノウハウはあったんですか。その営業に走っていたんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 最初に、先ほどの思いのところが私弱かったようですので、言ったつもりでしたけど、岩倉市の特徴的な意志を持ってつくって、30年利用されてきた施設ですので、それは継続していくたいというふうに思っておりますし、サウンディング調査の中でも、廃止または検討ですけど、その結果として公共がやるべきだという結果が出るということもあり得るというふうに思っていますということも発言したというふうに思っております。

事業については、ちょっと宿泊のノウハウはどうかわかりません。キャンプですか、それから木を切って、はんだごてで焼いてバッジをつくるといったときには、NPOさん、それからNPOの知り合いのところのノウハウをもって事業がてきたというふうに思っています。

営業については、いろんなところでチラシを置いたり、先ほどほかの近隣の施設、一宮とかも見てきましたけど、そういったところでチラシ、こういう事業があるよということも掲示をしたりはしております。私たちの広報のところでも、行事なんかは呼びかけておるつもりですけれども、そのあたりは弱かったのかもしれません。

ただ、現実として、最近子どもの団体も泊まらなくなってきたので、デイキャンプをやっていますね。デイキャンプが主流になってきてはいるので、子ども会さんにはお願いして、デイキャンプ指導を実施してもらうとか、そういう子も会の事業等も希望の家でやっていただいているので、そういうところでも、NPOだけではなくて、市民のほかの団体との共催、岩倉ボランティアサークルさんですとか水辺を守る会で利用したりしている事業についても、NPO、指定管理者の効果が發揮できた。また、今回はというか2期目は、みどりの家との共催でもありましたので、そこで自然を教えてくれるお兄さんがみどりの家で、月1回ですけれども、お兄さんと遊ぼうという行事なんかもNPOが両方の施設を指定管理しているところの効果であろうというふうに考えております。

◎委員（須藤智子君） 先ほど大野委員が、今議会じゃなくて9月議会で出してはどうだと言われたんですけど、その件について、なぜ今議会で出すのかお答えください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回、6月議会に上程をさせていただいているところは、スケジュール的なところという、まず決定をしてきたタイミングというところもありますが、9月ではなく6月という観点のほうでのお話をさせていただきますと、まずこの後プロポーザル等を行い、指定管理者を決定していくと。こうした中で、業者の決定の報告のほうを12月の議会でさせていただきまして、その後に新しい業者との引き継ぎ等々という期間もというところのスケジュールを立てて考えさせていただくと、6月議会。また、総合体育文化センターとかプロポーザルでの計画のタイミングでも、このような6月議会のところからで12月というところがございまして、スケジュール的には、6月議会でやらせていただいて、12月議会でというところもございます。

あと、当初予算ではなく6月議会での補正予算になった件につきましては、今の指定管理者であるとか、今この御議論に出ているところを私どもも判断する時間を頂戴いたしまして、指定管理者でやらせていただく、5年間でやらせていただくというのを決定したタイミングになって、6月議会で上げさせていただいたということでございます。

◎委員（鈴木麻住君） 今、プロポーザルで、その準備のためとか、それで業者を選定するというお話ですが、部長の答弁の中にも、特色ある施設などの現状維持していくみたいという、現状なのか、譲渡とかそういうことは余り考えていないような答弁だったと思いますけれども、そのプロポーザルの内容として、現状、例えば宿泊施設から、天体望遠鏡とか、あと陶芸とか、

いろいろ施設がありますよね。あれはそのまま、今の現状のままの契約として、指定管理の要項として、そのままプロポーザルをかける予定でしょうか、何か変えるんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 施設に関しましては、今のを劇的に変えるというところは当然ない、天体望遠鏡はある施設の状況ということになっております。

ただ、指定をさせていくに当たりまして、今の現状の施設の稼働状況等を見て、これでどのような提案をしていくかというところは、当然プロポーザルの業者に求めていくことを当然想定しておりますので、一、二年目のところで実績等を見ながらまた変えるというところもございますし、私どもも今、先ほど来ちょっと議論に出ております稼働率等もございます。指定管理者にも効率のよい運営をしていただくというところを含めますれば、いわゆる稼働する日ですね、宿泊する日であるとか、稼働、貸し出す日というところは、一定見直しをかけながら、そういう提案も含めて求めていくことも考えております。

具体的には、休館日を例えば1日さらに設けるとか、宿泊できる日を絞るとか、そのようなこともあるというふうには考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 宿泊施設を維持していくことで、宿泊施設というのは旅館業法か何かにひっかかるんでしょうか。そういう資格がないと指定管理にできないのか、その辺はどうでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩します。

（休 憇）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 宿泊に関する許可等については、一度確認して御回答させていただきたいと思います。

今のところ、特に宿泊に関して必要な資格は必要ないのかなというふうに思っておりますし、N P Oの方でもそういう資格を持っているというふうには聞いていませんので、公共が実施する非営利のところでは問題ないのかなというふうに思っておりますが、確認してみます。

◎委員（鈴木麻住君） もう一点だけ。

指定管理の、来年度からですが、市場調査を、サウンディングですね、やられるという発言もありました。それは、その指定管理している間にやって、その結果を指定管理業者の方にまた投げかけるとか、そういうことはあるんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） サウンディング調査は、1年でで

きるのか、2年かけてやっているところもあるでしょうから、指定管理の期間中にやっていくのかなと思います。

何遍も繰り返しですけど、そこで、やはり公共がやるべきだ、指定管理の運営がうまくいっているから、それで実施すべきだ、直営にすべきだという結果もあり得るというふうに思っておりまますので、その結果によって、施設の改修が必要であるとか、譲渡の結果になるかもわかりませんけれども、それは今指定管理の期間中だというふうに、そうしないとまた同じ議論を繰り返しますので、ということで考えています。

◎委員（堀 嶽君） それはちょっとおかしくないですか。

もう10年も指定管理者でやっているわけですよね。そのごとにモニタリングをやっているわけですよ。今回、データとしてD評価が出ているわけですよ。それってソフトの部分でしょう。ということは、指定管理者でやってきたこと自体は、評価は客観的に見れば低いという、そういうことになりはしませんか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ソフト評価は、定数に関してどれだけの利用率があるか、部屋の貸し出しについてどんだけ利用されておるかによって評価をしております。なので、私どものソフトの評価としてはDというふうには思っておりませんし、毎年利用者会議も実施していますし、報告書は半年に1回受けておりますので、その中で十分評価はしているつもりです。

なので、今回、当初ではなくて、4年目の結果も見て、収支の結果、事業の結果を見て、やはり指定管理が望ましいということで、今回6月の補正で指定管理を選んでいくということにしようというふうに決めておりますので、ソフトが低いというのは、客観的評価としてはあると思いますけど、違うというふうに思っています。

◎委員（堀 嶽君） わくわく体験隊のそのソフト、今事業をやられていることに対する評価は、思うほど、数字ほどは低くはないというのはわかります。だけど、手を引くんですよ。新しい業者はどこかわからないですか、今の時点で。

それなのに、その指定管理者制度は、わくわく体験隊が引き継いでくれればそれは成り立つけど、新しくかわるときにはやっぱり、本会議でも言ったように、人件費の向こうの運営もあるかもしれないけど、やっぱり3年。一番最初に指定管理者制度ができたときには、大方、うちは違ったかもしれないけど、3年というのが多かったと思うんです。それがいつの間にか5年というふうに、何かそれが主流になっちゃったけど、僕はもし指定管理者でや

るとしても、3年に戻すべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） いろいろと、今回わくわく体験隊さんが手を引かれるということで、指定管理をどこがやつていただけるかというようなところをいろいろ打診している中では、宿泊をやっぱり持っているところだというところでお伺いをさせていただいているところで、部長も前に答弁させていただいたとおり、宿泊の実績のあるようなところというところでは、まずやらせていただいたということがございます。

期間につきましては、確かにかわることはかわるわけではございます。この10年間という第1期の期間の中の半分の期間ぐらいのところであるというところは、まずちょっと片隅には置いておきながら、まずは最初に1年か2年のうちに、いろいろまず実績を見ながら、結果を見ながら、いろいろ改善をしていき、結果を最終的には出すというところで、やっぱり5年ぐらいの期間が必要ではないかというところを見させていただいております。それはまた、人件費等も当然あります。人を雇い入れてやる以上は、やっぱり3年では、事業者でやっていただくにおいても、採算のこともやっぱり考えないといけないもんですから、最初の一、二年でそれぞれの実績を見た上で、また改善を求める。

今言っておるような自主事業につきましても、当然他の施設でそういう結果を出しているところに今のところお伺いを出したいと思っておりますし、プロポーザルの要項におきましても、そのような自主事業についてはうたわせていただきたいというふうには考えており、同程度のものを当然期待しているというところでございます。

◎委員（堀 嶽君） もう一回、最後にお聞きします。

そこの自主事業部分だけ委託することと、全体の権限を委ねる指定管理者にするということと、違いを明確に答えてください。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 業務委託にすると、使用料等の収入が市に入ることになると思います。

あそこの施設を有効に活用して、自主事業で、先ほどの積算にもあるように、今回は自主事業の参加費をかなりふやしております。今実施しているものよりもふやした自主参加企画ができるというような提案も求めたいというふうに思っております。

また、施設の運営についても、あわせて修繕等も一括で指定管理にお願いするといったことで、市で直すんではなくて、指定管理の常駐している方に

小修繕なんかをやっていただけるといった効果もあろうかと思います。光熱水費なんかについても、これを意識して運営をしていただけるといったところが、全体を指定管理でお願いしていくところの効果だというふうに考えております。

1つだけ。わくわくさんは手を引かれるんではなくて、法人さん自体をどうも解散するようなことを……。

◎委員（堀 巍君） さっき最後と言っちゃったけど。

実際、聞くところによると、わくわく体験隊で委託するメンバーの方の運営と、途中からちょっと事故があつてあれですけれども、実際本当にやっているのは、そこから雇われているまた違う人とか、実態として、本当にそのNPO法人が、この大きな目的が、それだけ市が重要視している施設をまかなえる力があったのかどうなのかという本当の評価を、さっき評価は低くないと言われたけど、その組織としての評価と、実際にやっている人に対する評価と違うと思うんです。

今、総合体育文化センターが非常に評価が高い。あれは、あの方が見える、人の評価だと思います。

だから、もう一回、そのガイドラインを構築し直したわけで、何を指定管理者にすべきなのか、何を直営で部分業務委託すべきなのかということを庁内で十分検討されたと思うんですね。そこが本当に生きているのかなという疑問がいまだにありますので、その組織、NPOなのか、株式会社なのか、ちょっとその先是わかりませんけど、そこら辺の人、組織というところをどう見るのがいいかというところについて、どのようにお考えなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 確かに総合体育文化センターも、かなり私どもも心配はございました。ただ、いろんなところでの実績もある業者さんでした、全国展開をしているところでしたので。また、管理者になってくださった方も、そのときに雇われたんですけども、岩倉に住んでくださるというような、それから市民協働を意識していろんなところへ行ってくださっていることによって、協働の事業ができているということで、高い評価を得ているというふうに思っています。

希望の家については、これまで5年間、第1期の5年間についても実績を評価してきましたし、今回の第2期の4年間についても評価をして、適切な運営がされてきたというふうに思っておりますので、先ほどの繰り返しちゃうけれども、引き続き指定管理でというふうに思っています。

今回、仕様で定めるときには、それは、受け手がNPOさんなのか、民間なのか、法人なのかわかりませんけれども、これまでの実績を示しながら引

き続き運営していただけます、よりよい運営をしていただけます業者の提案を求めて選んでまいりたいと。今回といいますか毎回のプロポーザルについては、同じような手法で行っていますので、今回もその手法でいきたいと思います。

わくわくさんは任意指定で過去2回行きましたので、今回、希望の家としては初めてプロポーザルをするところなんですが、それは仕様の中で求めしていく事項。それでその企業さんがどういった方を雇われてくるのか、そこはわかりませんけど、そこはプロポーザルの中での質問なりで十分確認していきたいというふうに思います。

現在のわくわくさんは、不幸にして亡くなられる方もいらっしゃいますけど、特に代表の方がデイキャンプの指導をしていらっしゃったり、天体望遠鏡は、この間、うちは子ども会の方と一緒に、私どもの職員が一緒に星を見るようなこともしながら、より使われるような取り組みもしているところです。天体望遠鏡も少し直しまして、見られるような体制を整えて、あとは指導はどうするのかということが一部ありますけど、OBの方で協力いただきながら、星の観察会とともに実施しました。

ことしを見てみると、デイキャンプなんかは、IVC、岩倉ボランティアサークルとの共催をしてみたりというようなこと、それから先ほど言いましたけど、木を使った細工なんかは直接指導をしてということを実施されていますので、そういう面、実績として評価している面は引き続き実施してもらえるような指定管理者、委託先を全国から募集していきたいというふうに思います。

◎委員（堀 嶽君） 以前、青少年宿泊研修施設という枠を取つ払うみたいな話が、公共施設のほうの協議会かわからないんですけど、出たんですけど、そこら辺について調査されましたか。建てたときの経緯からして、取つ払っちゃっていいのか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 補助金については、厚生だったかな、もともと厚生労働省か文科省の補助を受けておりますけど、平成の大合併が起こったころに統一的な省令が出ておりまして、一定期間過ぎたものは届け出をすれば用途を変更してもいいというようになります。それは、合併によって用途が変わる施設が幾らもあったから、そういうのが出てきたんだというふうに思いますけど、一括的なそういう文書があって、それぞれの省庁ごとにいいよということが定められていますので、今、希望の家が当時どの補助金だったかはわかりませんけれども、きっとこういう用途に変えていくよという事前の申し出をしていけば、用途変更は可能だというふうに考えています。

◎委員長（関戸郁文君） 12時になりましたので、一旦休憩をとりたいとは思うんですが、御異議ございませんか。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） それでは、質疑の途中ではございますが、一旦休憩をとり、再開は13時10分からとさせていただきます。当局の追加説明に対する質疑のところからスタートしまして、その後、第2表 債務負担行為補正について、全般についての質疑という手順で進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（休 憇）

◎委員長（関戸郁文君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、当局より鈴木委員の質問に対する答えの追加の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎福祉課長（富 邦也君） 済みません、先ほどお答えすることができず申しわけございませんでした。

社会福祉等の施設整備費の補助金の中に機械浴の入浴できるものが含まれるかどうかという御質問がありまして、その中の答えをちょっと答えられなかつたので、申しわけございませんでした。

実際、この整備の補助金の中には含まれておりませんので、よろしくお願ひします。

◎委員長（関戸郁文君） 説明が終わりました。

何か質疑ござりますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） それでは、最後、堀委員の質問からでよろしいですかね。

◎委員（堀 巖君） 用途変更が可能だということで、ワークショップでもいろんな意見が出てきたと思うんですけれども、それは午前中のサウンディング調査、民間にサウンディング調査をかけるということと近いイメージなのかなと思うんですけれども、要は用途変更によって今の利用率、単純に利用率だけを見るのもよくないとは思うんですけども、やっぱりそれは客観的に仕様として一つの稼働率なんかは見ていかないといけないと思うし、そのためにはどういうふうにしたらこの先有効活用ができるかというところの模索を今後始めるわけですけれども、さっき2年後、3年後みたいな話が

あったんですが、すぐやるべきではないでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） それは、先ほどの中でも出たかと思うんですけど、例えば一部のところを図書室にするだとか、それは目的を変更しないところで変更は可能だと思いますので、それは民間の英知をお願いしながら、目的を失わないところの変更は可能だというふうで考えております。

◎委員（堀 嶽君） 目的を変更する、大々的というのかな、そういう変更についての考えは先延ばしするんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今でも一部、今、青少年だけではなくて、会社とかの利用でもさせているもんですから、それがちょっと目的外なのか。目的外の設定はなかったですかね、利用料金のところは。そこは、例えば青少年に限るというふうにしているところもあるようですし、そういう運営については変更していくことは可能だというふうに思います。

大きなところでいけば、青少年の健全育成に係らなくともいいよというふうなことは今は考えておりませんけれども、指定管理と一緒に運営していく中で、使い方として変更すべしでできるところは、すぐにでもやることは可能だというふうに思います。

◎委員（堀 嶽君） 午前中の議論をぶり返すようで申しわけないんですけども、担当部長としての強い施設に対する思いはわかりました。だけど、そのモデルケースの1期目で出てきたのも事実だし、それが3期に変わったというのもきょう初めて知りました。

僕は、それだけ強い思いがあるんだったら、その内部で、モデルケースで1期目で出たときに、かなり抵抗されたんですよね。どのぐらい抵抗されたんですか。どういう議論があって、その1期目のね。もう5年間はやっていくと、それ以降はもう知らないという話で、それ以降はあの13%に委ねるみたいな気持ちなんですか。そこら辺がちょっとよくわからない。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 3期というのは更新時期を示しているそうです。1期でどうしていくかというところは変わっていない。

そもそもモデルケースを出すに当たっては、ハードの検証、ソフトの検証があって、利用している方の意見があって、それから担当課の意見があって、担当課長で構成するところでもんで、モデルケースというふうに上がっておりまます。それから、当然協議メンバーも確認してのモデルだというふう、ち

よつとごめんなさい、それは私じゃないほうがいいかもわかりませんが、担当課長だけではなくて、市全体としての議論は経ているところでございます。

その中で、確実に譲渡するというふうな書き方では決してないと思うんですけど、譲渡または廃止を検討するというところは、課というか市の全体の中で議論して出てきた結論だというふうに思っています。

◎委員長（関戸郁文君） その他よろしいですか。

◎委員（堀 巍君） どうしてそれだけ、表面的な数値はD評価だけど、さっき本当は違う側面があるというのはわかりました。だったら、何で譲渡または廃止になるんですか。こういう施設のまとめ方がおかしいというふうに言わないといけないんじゃないの。表面的な数値だけじゃなくて、そこら辺の担当課、担当部、それなりの意見があって、これはそういう説明があって、これはD評価じゃないと言わないといけないんじゃないんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） それは、さっきも言いましたけど、ソフトについては客観的な評価で、学校もソフトはDとされているんですね。それはおかしいんじゃないというふうに言ったときに、もともとのいた人数に対する今の利用率で出しているというところで、それはそうかというふうに納得はしています。

あと、利用している方の意見も、当然評価があるでしょうし、希望の家というのは、いろいろ努力して営業しているつもりですけれども、年間2万人の使用なんです。365日、休みもありますけれども、それで営業していて、営業努力の不足かもわかりませんけれども、それで300日ぐらいの営業期間で2万人。4万8,000人の人口、それから市外の方も受け入れての利用とすれば、やっぱり少ないとということ。全体の市の公共施設のあり方を考えれば、やはり譲渡または廃止を検討するというところも、「検討する」ですので、必要な判断かというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） いま一度確認なんですが、希望の家の再配置方針というのは議会のほうには説明してあったかなかったか、お聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） モデル事業等につきましては、もうかねてから、議会の協議会であったり、それから検討委員会のほうにお示しをしていました。

昨年度、学校施設長寿命化と、それから公立保育園の適正化方針、その2つをこの半年間でつくるからということで、今モデルはとまっている状態ですけれども、その結果を受けて、またモデル事業を再開することにはなっているんですが、当初から希望の家については譲渡もしくは廃止ということで、モデル事業を上げて一定の御意見をいただいたというふうに認識を

しております。以上です。

◎委員（大野慎治君） 僕も見落としておりましたが、だとするならば、4月27日の委員会において、今、僕、タブレットで目の前にありますけど、なぜ第3期にという資料が提示されるんですか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 施設ごとの再配置方針、例えばそれについては、複合化だったり統廃合であったりということで、ここでは実施時期ということで、第3期にやるのが望ましいということで、施設全体を、76の施設を各施設分類ごとに上げて書いてはいるんですが、モデル事業というものの注釈としまして、第1期に優先的に実施をすべきものとして、先ほど申し上げましたモデル事業として4案を上げています。それについては、希望の家の譲渡・廃止、それから市立体育館の複合化、あと北部保育園と中部保育園ですね。それとあと一個が、東小学校と仙奈保育園、あゆみの複合化ということで、この4案はモデル事業として、まず第1期、この10年間で検討しようと。

希望の家については、確かに耐用年数がまだあるんですが、稼働率等を含めまして、先ほど来、御議論になってますが、D評価であるということもあって、このまま稼働させていいかというあたりについて、この事務局のほうから廃止・譲渡を検討していくべきものということで上げさせていただいております。

◎委員（大野慎治君） 検討委員会のほうでは、僕、傍聴しておりましたが、傍聴していた2人が記憶にないぐらいのところでございますね。2人は傍聴しておりましたので、鈴木委員と。

それぐらいのさらっとした説明だったのかどうかも記憶が定かではございませんが、要は正式には議会にはまだ提示していなかったということですね。もう一回、再確認しますが。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 検討委員会と、それから協議会については、ほぼ1ヶ月の差ぐらいで実施をさせていただいているとして、同様のものを議員の皆様のお手元に配付してあると考えておりますが、一度また確認のほうをさせていただきます。

◎委員（大野慎治君） この間の検討協議会のほうは、保育園のアンケートや法人のほうで全部時間を使って、このほうには入らなかつたんじゃないですか、こちらのほうには。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） ちょっと学校のほうとは違っていまして、基本的に再配置については、協議会に実は先にお話をさせていただいて、委員会という流れになっています。

前回のその委員会のときは、学校のことと保育園のことを中心にお話をさせていただいたんですが、先にその再配置方針については協議会でお示しをしているという、ちょっと私、済みません、手元に資料がなくていかんのですが、認識でございまして、説明が不足しているのかもしれませんけれども、一通りは御説明をさせていただいたという認識です。

◎委員（大野慎治君） その後、協議していないんだと思うんですね、何も。具体的なところが、説明が一個一個あったのかどうかというのも、記憶も定かでなくなつて申しわけございませんが、そういったところというのは、改めての協議は協議会の中ではしていないと思うんですが。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 少なくとも、この希望の家が第3期で譲渡・廃止を検討するということについては、申し上げているつもりはこれまで一貫してありません。

表の中に、今、第3期とありましたんですけど、モデルケースについては、先ほど申し上げましたように、前年度の前半まで、引き続き29年度でこれを検討して終わらす予定だったのが、今、その2つの計画を策定するということでとまっているんですが、その前段でも、第1期は、この10年間、2期以後ということで、分けてモデル事業として議員の皆様方には実はお話をしておりました。その中で希望の家の譲渡・廃止というものは上げていきましたので、こちらの当局側でそのあたりの食い違いがあるのであれば、ちょっと私どものほうの問題であると思っておりますが、委員会でも協議でも、繰り返しになりますが、第1期に譲渡・廃止を検討するというふうに申し上げているつもりです。

ですので、高校生にも希望の家については御意見をいただいたというところでございます。よろしくお願ひします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 済みません、ちょっと今の一連の流れではないところで、先ほどのタイミングでちょっと申し上げそびれたところがございました。

休憩前に、旅館業に関するところの届け出の申請状況を確認すると言わせていただきました。旅館業の届け出というのは、一般的にホテル営業と、旅館営業と、あと簡易宿所営業というのがございまして、岩倉市の希望の家につきましては、この簡易宿所営業の申請を昭和61年当時からしてございまして、それを指定管理にかわったときに、管理人だけは指定管理の理事長にかえているという経緯がございます。よろしくお願ひします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（樹谷規子君） 全然関係ない話なんですが、先ほどの指定管理料の

ところで1つ確認したいんですが、委託料で清掃業務委託料が計上されていますが、それは室内だけじゃなくて、希望の家って非常に敷地内も広くて、前、直営のときには、周りの清掃をシルバーに委託していたと思うんですが、大変な作業だということをお聞きしたことがあるんですが、そういう外回りの清掃も含めた委託料になっているんでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 清掃業務委託料に関しては、施設ですね、建物の清掃の部分だけです。

◎委員（桝谷規子君） じゃあ、以前直営のときに外回りを作業していらしたシルバーの人たちが、今度違うところがやるんだけどやれるんだろうかなあと心配されていたけど、外回りの作業というのは市が直接まだ引き続き行っていただいているんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 外回りについては、指定管理者の職員の方に自主清掃という形でやっていただいているということです。

◎委員長（関戸郁文君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） さっき須藤委員が聞いたことをもう少し詳しく教えてほしいんですけど、この指定管理の関係のプロポーザルだとか決定の過程、それから議案の上程の関係で、もう少し何月から何月、どのぐらいの期間でということも含めて、今後のスケジュールを少し教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、大まかなところでというところにはなりますけれども、予定しておる大体のイメージといたしましては、まず現在から7月、8月にかけては、今、指定管理者のモニタリングや利用団体のモニタリングを実施しながら、8月のところで選定委員会を開催して、8月中に、それから9月上旬にかけて、新しく公募の周知や募集要項を実施していきたいと。9月中旬ぐらいまで質問・回答を受け付けながら、9月中旬から10月にかけて応募書類を受け付けし、10月中旬にヒアリング等を実施し、決定の運びに持っていくと。11月に入りましたところで候補者は公表する形をとりながら、12月議会のほうへ議案として出させていただきたいというふうに、報告をさせていただきたいと考えております。

◎委員長（関戸郁文君） よろしいですか。

[举手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） これをもって当局の説明に対する質疑を終結します。

私のちょっと仕切りが悪くて申しわけないですけど、続いて第2表 債務負担行為補正全体についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（宮川 隆君） 確認の意味でお聞きしたいんですけれども、今回、希望の家とみどりの家の指定管理者を5年で計画されています。

私の古い記憶で悪いんですけども、制度導入のときには3年でスタートしていたと思います。その後、同じ業者もしくはNPOが継続してやる場合においては、過去の実績に基づいて5年契約というお話をしました。それからあと、体育文化センターのときは、事業者の過去の他市における実績に基づいて、経営という部分を含めて5年でお願いしたいというふうに、個別案件として聞いたような覚えがあるんですね。

今回は、何の前提もなく5年でぽんと上がってきた。なおかつ、この2つの受注者が新たにかわる可能性が多大にあるということなんですが、先ほどの一定答弁の中で、受注者の経営だとか人員の雇用の問題もあって5年が望ましいというふうには言われたんですけども、もうこれは、今後市が指定管理を行うに当たって、基本5年という方針に変わったというふうに認識してよろしいでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まず希望の家とみどりの家については、5年、5年で2期経過しております。最初から5年で実施しました。それは、その前の年に業務委託をしていたといったこともあります、希望の家については、任意指定で2回、5年、5年でやっております。みどりの家については、任意指定と2回目は公募をして、5年、5年というふうにしています。総体文については、最初は3年でやって、5年、5年というふうにしております。あと、ふれあいセンターについても、最初から5年というふうにしております。それから生涯学習センター、これは1月からの始まりでしたので、2年3カ月で最初はやって、5年、5年というふうにしております。

市の方針としては、じゃあ総務部長から。

◎総務部長（山田日出雄君） ふれあいセンターの話も出たので、全体の話ということは、一通り、現状、うちのほうが指定管理でお願いしておる施設については、全て今、教育こども未来部長がお答えをさせてもらいましたが、先ほど堀委員の質問の中にもありましたけれども、確かに指定管理が始まったころというのは3年で、その後は5年というところも結構多くなってきま

した。それは、先ほど言わされました経営の安定といったところもあるというのは、全国的な傾向というんですかね、そういうところで一定そうした形の資料とかには記述がしてあります。

本市におきましても、こうした指定管理を受ける側の経営のことも考えますし、当然施設の管理・運営、市側としての部分も考えていかなくちゃいけない。そういうところを総合的に考えて、個々の施設、またその状況によって指定管理期間というのは考えていくことになるというふうに考えています。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 嶽君） 例えば、5年間の指定管理で債務負担行為を組むということで、その途中において、世の中の動向とか市の考え方として、今、公共施設は市民の財産で、できるだけ有効活用していこうという、そういう大きなことがあって、さっきも言ったように、サウンディング調査はすぐやるべきだし、それによって指定管理者制度でやっているところに、協定書という形で新たなことをやってもらうということも付加されるかもしれない。そういうことで、その融通のきき方ですね、例えば5年やっておっても、協定書の中で行政処分として途中で変更できるような協定書を結ぶことはできるんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今の指定管理は、権限の移譲ということで、包括協定を結んでおります。当然、プロポーザルするときには、これだけのことをしてくださいという提案のもと包括協定を結びますが、年度ごとに年度協定を結んでおりまして、年度間の指定管理料については、その都度定めておりますので、費用の変更は可能だと思いますし、それが限度額におさめるというところなので、可能だというふうに思います。

協定のお願いしているところを根本から変えるというふうになってくると、それは協議が必要だというふうに思いますけれども、協定のその他のところでそういう明示はしてあるというふうに考えております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（関戸郁文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員間討議からですが、発言する委員がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 指定管理のことについては、かなり議論をしてきたというふうに思っています。今までの情報の共有ができていなかった部分も、この質疑の中で一定出てきているのかなというふうに思っています。

それで、私の問題意識としては、やはり新しい指定管理者になることが確実な中での5年間の債務負担行為というところについて、やっぱり本当に大丈夫なのかなという思いがあるわけで、そういった中で、そういう選定する作業、プロポーザルだとか、モニタリングだとか、選定基準を決めていく、業者へのヒアリングを行っていくというようなことで、最終的には12月議会で確定していくわけですけど、そういう過程についても情報共有が十分できるような、協議会なりで報告を受けていくような形で進めていったらいかがかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに発言する委員はございますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ほかに討議するべき事項はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、議員間討議を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第50号「平成30年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第50号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号「平成30年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対するに入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第51号「平成30年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第51号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号「平成30年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 質疑はないようですので、次に議案に対するに入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第52号「平成30年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第52号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。